

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 業務名 | 浜松市意見表明等支援事業 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日 |
| (3) 履行場所 | 浜松市内 |
| (4) 契約上限金額 | 2,645千円（第二種社会福祉事業のため非課税） |

2 業務内容

(1) 業務目的

一時保護や措置されているこどもは、虐待経験や障害等をはじめとした様々な背景や事情により自己の内心に混乱や葛藤、自己不一致を抱えており、自身の意見を形成し、表明することが困難なケースが多くある。そういったこどもの意見形成及び意見表明、関係機関への代弁等を支援することにより、こどもの意見表明権を保障するとともに、こども自身のセルフアドボカシーをエンパワメントするもの。

(2) 業務内容

履行対象施設等に一時保護又は措置されている児童を定期的に訪問して関係を築き、中立的な立場からこどもの権利を分かりやすく説明した上で、こどもの意見の形成及び表明を促し、こどもの意向に応じて関係機関への代弁等を行う。また、こどもの意見表明結果や市が設置する専門部会の意見等を踏まえた関係機関の対応を促進するための連絡調整、こどもへのフィードバックなどを実施する。

こどもに対して、自身が有している権利や権利擁護の仕組み、利用方法を案内する周知啓発を行うこと。また、こどもが権利に関する知識・態度・スキルを高めるための学びの機会を設けること。こどもが意見表明等支援事業を利用しやすくなるように、意見表明等支援員の存在や役割について、こどもの年齢や特性に配慮し、必要に応じて絵や図、パンフレット、権利ノート等を活用しながら十分に説明・周知を行うこと。こどもが意見表明等支援事業の目的や利用方法について確認すること。

児童相談所や一時保護所、施設等の児童福祉関係機関の関係者に対して、こどもの権利擁護の観点から児童福祉法や子どもの権利条約の理解を深めるための研修機会の提供等の啓発に取り組むこと。また、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割について、周知・説明を行い、関係者の不安や負担感の軽減に努めること。

(3) 基本仕様

別紙「浜松市意見表明等支援事業基本仕様書」を参考に提案するものとする。

(4) その他

企画提案書の内容により、委託者と受託者とが協議の上、仕様の一部を変更する場合がある。